

入学準備金の入学前支給のお知らせ

須賀川市では、経済的な理由でお子様を就学させるのが困難な方に対して、学校でかかる費用の一部を助成する制度を実施しています。このうち、入学準備金（入学の際に必要なとする学用品費や通学用品費）に限り、入学前に支給しています。

1 援助を受けることができる方

令和7年度に次の(1)～(9)のいずれかに該当する世帯の方で、所得が認定基準額以下の方
※生活保護を受けている方は、保護費から支給されます。

該当理由	該当理由を証明する書類
(1)生活保護が受けられなくなった方	・保護廃止（停止）決定通知書の写し【市福祉事務所からの通知】
(2)市民税が非課税の方 ※申請者が非課税又は減免を受けていても、他の世帯員が課税されている場合は、該当しません。	・申請書と同意書のみ提出してください。
(3)天災その他特別の事情があつて市民税が減免された方	・市民税減免通知書の写し【市役所税務課からの通知】
(4)天災その他特別の事情があつて個人事業税が減免された方	・個人事業税減免承認通知書の写し【福島県地方振興局県税部からの通知】
(5)天災その他特別の事情があつて固定資産税が減免された方	・固定資産税減免通知書の写し【市役所税務課からの通知】
(6)国民健康保険税の減免を受けた方	・国民健康保険税減免決定通知書の写し【市役所保険年金課からの通知】
(7)国民年金保険料の全額免除を受けた方	・国民年金保険料免除申請承認通知書の写し【年金事務所からの通知】
(8)児童扶養手当を受けている方 ※児童手当及び特別児童扶養手当は対象になりません。	・児童扶養手当証書の写し【市役所こども課で発行する証書】
(9)天災その他特別な事由により、子供を就学させるのが困難であると認められる方 ※住宅・自動車ローン等の債務の返済については考慮できません。	次のうちいずれか1つ ・地区担当民生委員の意見書（所見） ※地区担当民生児童委員の連絡先については、学校教育課へお問い合わせください。 ・年金証書、年金額改定通知書又は年金振込通知書等の写し（障害者年金・遺族年金受給者） ・罹災証明書の写し

2 入学準備金の申請方法

(1) 小学校・義務教育学校入学予定者の方

学校教育課(市役所3階)で申請用紙を受け取り、関係書類を添えて学校教育課に提出してください。

(2) 中学校入学・義務教育学校進級予定者の方

通学している小学校等から申請用紙を受け取り、関係書類を添えて小学校等に提出してください。

提出書類

- ①就学援助費(新入学児童生徒学用品費等)支給申請書
- ②同意書 ※世帯員全員の署名が必要
- ③該当理由を証明する書類 ※表面参照
- ④通帳の写し ※支店、口座番号、名義がわかる箇所

提出期限 令和7年12月4日(木)

※引越しなどで、市外の学校に入学することが決まっている方は、申請をご遠慮ください。

※入学準備金の支給後、令和8年3月31日(火)までに市外に転出された場合は、入学準備金を返還していただきます。

3 認定について

世帯全員の所得状況、家庭状況、学校長の意見や必要に応じて民生委員の意見等をもとに認定の判定をします。所得基準を超えていた場合など、認定されないことがありますので、ご承知おきください。

※世帯員のうち、所得の申告をされていない方がいる場合は、必ず申告が必要となります。

無職・無収入でも必要です。(他の世帯員の扶養となっている場合は除く。)

※令和7年1月2日以降に須賀川市へ転入された方は、世帯全員(未就学児・児童・生徒の分は除く)の所得証明書(令和6年分の所得がわかる書類)を提出してください。



「所得基準の試算例」は、市ホームページをご覧ください。

4 支給額・支給時期

支給金額 (1) 小学校・義務教育学校入学予定者の方：57,060円

(2) 中学校入学・義務教育学校進級予定者の方：63,000円

支給時期 令和8年1月末